

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の持続的な増大を図るには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、以下の考え方に基づき、コーポレート・ガバナンス体制の強化、充実に努めております。

1. 株主に対する説明責任を果たすべく、迅速かつ適切な情報開示の実施と経営の透明性の確保を重視致します。
2. 変化の速い経営環境に対応して、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制を構築するとともに、経営の効率性を担保する経営監視体制の充実に努めます。
3. 健全な倫理観に基づくコンプライアンス体制を構築し、株主、顧客、役職員等のステークホルダー（利害関係者）の信頼を得て、事業活動を展開致します。

今後も、会社の成長に応じて、コーポレート・ガバナンス体制を随時見直し、企業価値の最大化を図ることを目標と致します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
佐谷 宣昭	8,120	49.60
キャピタルズワン有限公司	5,480	33.47
井上 修二	183	1.11
日本証券金融株式会社	167	1.02
東山 明弘	140	0.85
山田 剛	124	0.75
志賀 正規	102	0.62
奥宮 健太	74	0.45
大和証券株式会社	55	0.33
塚田 昌伸	52	0.31

支配株主（親会社を除く）の有無 更新	——
--------------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	2月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は親会社や上場子会社を有しておらず、またその他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情はございません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	6名
定款上の取締役の任期 更新	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
鶴本 浩司	他の会社の出身者					○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
鶴本 浩司		株式会社マーケティング・ボイス 代表取締役	経営者としての経験・実績が豊富であり、また専門性、国際性を有しているため、社外取締役として当社の業務執行の監督等役割を十分に果たしていただけるものと考えております。また、当社と株式会社マーケティング・ボイスとの間で取引関係がありますが、取引金額は極めて少額であり、意思決定に影響を与え得る取引関係は無いと判断しております。鶴本氏本人においても、株主の負託を受けた独立機関として、中立・公正な立場を保持していると判断しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数 更新	3名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査計画に基づき、四半期、期末その他必要に応じ会計監査人から監査結果の報告を聴取する他、会計監査人に対して業務監査

結果等につき報告するなど相互に連携し、監査品質と監査効率の向上を図っております。
 また、内部監査室との間で定期的に連携ミーティングを行い、内部監査業務の実施状況等報告を聴取するほか、情報及び意見交換を行うこと
 によって、業務執行の状況を効率的、合理的に把握し、監督の実効性を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
高橋 允治	他の会社の出身者				○					○
大村 健	弁護士				○					○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
高橋 允治	○	株式会社ダイナコム監査役	<選任理由> 上場会社の役員を務めた経験から幅広い見識を有し、監査役として適任であるとの判断から選任致しました。 <独立役員指定理由> 当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れもなく、中立・公正な立場を保持していると判断し、独立役員として指定しております。
大村 健		フォーサイト総合法律事務所 代表パートナー弁護士 株式会社ネオキャリア 社外監査役 株式会社バタフライ 社外監査役	<選任理由> 弁護士として会社法を中心とする企業法務全般の知識を有していることから、当社の監査役体制の強化及び充実に適切な助言をいただけるものとの判断から選任致しました。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	1名
---	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

取締役の業績向上に対する意欲や意識を高めることにより、当社の企業価値向上を図ることを目的としてストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

当社では、社内取締役及び従業員を対象に、業績向上に対する意欲や当事者意識を高めることにより、当社の業績及び企業価値の向上を図

ることを目的とし、ストックオプションを付与しております。
ストックオプションの付与数は、過去の業績貢献度及び将来への期待を基準として決定しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

第11期において当社が支払った役員報酬は、以下のとおりであります。

取締役に対する報酬等 49,867千円
うち社外取締役に対する報酬等 2,279千円

監査役に対する報酬等 10,920千円
うち社外監査役に対する報酬等 3,600千円

(注)取締役に対する報酬等の額には、株式報酬費用898千円が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会の決議による報酬限度額の範囲内で、取締役会にて十分な議論・検討を行い決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

社外取締役に対しては、取締役会事務局にて事前に取り締り資料を提供するほか、適時必要なサポートを行っております。
また、社外監査役に対しては、常勤監査役、内部監査室と連携を図り、監査の実効性を高めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は取締役会を設置し、監査役制度を採用しております。当社は、コーポレート・ガバナンスに係る以下の体制、組織を構築しております。

1) 取締役会

取締役会は、常勤取締役4名、非常勤取締役(社外取締役)1名の計5名で構成され、毎月1回開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。
取締役会は、環境等の変化に対応できる業務執行体制の整備を目的として、業務の執行を担当する執行役員を選任し、執行役員会を設置しております。取締役会は、執行役員会からの報告を踏まえて経営上の重要な意思決定を行っております。
なお、当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は金500万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

2) 執行役員会

執行役員会は、取締役及び執行役員の計8名で構成され、毎月2回以上開催される定時執行役員会に加え、必要に応じて臨時執行役員会を開催しております。
執行役員会は、取締役会による重要な意思決定に基づいて、代表取締役社長の指揮の下、業務の執行を統括しております。また、各部門による業務の執行状況の報告及び是正・予防処置の要求に基づいて、議論を行い、重要な意思決定を要する課題については、取締役会にて決議する体制を敷いております。

3) 監査役会

監査役会は常勤監査役1名、非常勤監査役(社外監査役)2名で構成されております。
監査役は、定期的な監査役会の開催の他、取締役会、執行役員会等の重要な会議に出席し、十分な情報に基づいて、会計監査及び業務監査を中心とする経営全般を幅広く監査しております。
また監査法人及び内部監査室との連携を図り、監査の実施状況等について報告及び説明を受け、適宜、意見交換を行い、監査機能強化に努めております。
なお、当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は金240万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

4) 内部監査室

当社は、経営組織の整備状況及び業務の実態を把握、検証することを目的として、他の業務部門から独立した内部監査室を設置しております。内部監査室は、専任の内部監査室員1名で構成されております。
内部監査室は、定期監査または必要に応じて実施する臨時監査により、会計、業務、情報セキュリティ、個人情報保護、品質マネジメントに関する監査を実施しております。
内部監査室は、内部監査の結果を取締役社長及び監査役に報告し、代表取締役社長からの改善指示を対象部門に示達すると共に、改善策の実施状況についてフォローアップ監査を実施しております。
また、監査役及び会計監査人との間で意見交換を行うことにより、内部監査の効率性、合理性に努めております。

5) 会計監査人

当社は、会計監査人として、有限責任あずさ監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。
なお、同会計監査人及び当社監査に従事する同会計監査人の業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はありません。
また、当社と会計監査人は、会社法第426条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の限度としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社の企業規模や事業内容から、監査役設置会社形態が最適であると判断しており、独立性を有する社外監査役2名を含む監査役3名体制で取締役の業務執行の監督機能向上を図っております。
また、当社の事業内容・経営実態に詳しい社外取締役1名を選任し、監督機能の実効性向上を図っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	毎年5月に開催しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページのIRサイトにおいて、情報開示基本方針を掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回以上の開催を予定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIRサイトにおいて、経営方針、財務業績情報、ニュースリリース、決算短信、IRカレンダー等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR・統括部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、地球環境保全と事業活動との調和を経営上の重要課題の一つとして位置づけております。お客様が「スパイラル(R)」を利用することで生じたCO2排出量の可視化や、活用シーンに応じたCO2排出量削減モデルの設計、地球環境に貢献するソフトウェア像の追及、カーボンオフセットなどの活動を実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主・投資家の皆様をはじめとするステークホルダーに対して、企業情報開示の網羅性、適正性、及び適時性の確保を目的に、「金融商品取引法」や「東京証券取引所規則」、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」(以下「適時開示規則」といいます。)、その他の関連法規や規則に完全に準拠するのみならず、重要な事項について積極的かつ公平に開示することを基本姿勢としています。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づく業務の適正を確保するための体制の整備を目的として、平成18年5月に内部統制システム整備の基本方針を定め、当該方針に従って以下のとおり内部統制システムを整備・運用しております。

1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- a. コンプライアンス体制に係る規程を整備し、当社の役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範としております。
- b. コンプライアンスの徹底を図るために、取締役会は経営管理本部を設置してコンプライアンスの取り組みを横断的に統括し、同部を中心に役員教育等を行っております。
- c. 取締役会は、他の業務部門から独立した内部監査室を設置しております。内部監査室は、経営管理本部及び監査役ならびに会計監査人と連携の上、コンプライアンスの状況を監査し、定期的に取締役会に同監査結果を報告しております。
- d. 取締役会は、従業員が法令上疑義のある行為等について直接情報提供を行う手段として内部通報窓口を設置し、通報者に対する不利益な取扱いを禁止する制度を整備しております。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 取締役の職務執行に係る情報は、取締役会が定める文書管理に係る規程に従って文書または電磁的媒体に記録し、保存しております。
- b. 前号の規程により、取締役及び監査役が常時これらの文書または電磁的媒体を閲覧できる環境を整備しております。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 取締役会は、当社において発生し得る損失の発生防止に係る措置および発生した損失への対応（以下、「リスク管理」という。）の統括責任者を代表取締役社長と定めております。
- b. 統括責任者は、当社全体のリスクを網羅的・総合的に把握し、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図るために、CROを責任者とするリスク管理委員会を設置しております。
- c. 内部監査室はリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告しております。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

取締役会は、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程及び取締役会規程等の規程を定め、以下の体制を整備することにより、取締役の職務の執行の効率化を図っております。

- a. 職務権限・決裁基準の策定
- b. 執行役員を構成員とする執行役員会の設置
- c. 取締役会による中期経営計画の策定、予算管理規程に基づく各部門毎の業績目標と予算の設定と、月次・四半期業績管理の実施
- d. 執行役員会及び取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- a. 取締役会は、監査役が監査役業務充実のために、内部監査室所属の社員に対して監査業務に必要な事項を命令することができる体制を整備しております。
- b. 取締役会は、内部監査室所属の社員が監査役から監査業務に必要な命令を受けた場合に、その命令に関して、取締役及び内部監査室長等の指揮命令を受けない体制を整備しております。

6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- a. 取締役会は、取締役または使用人が、監査役に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項及び内部監査の実施状況を速やかに報告する体制を整備しております。
- b. 取締役会は、内部通報窓口への通報状況及びその内容を速やかに監査役に報告する体制を整備しております。

7) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役社長は、監査役との間で定期的な意見交換を行い、監査役監査に必要かつ適切な環境を整備しております。

8) 反社会的勢力排除のための体制

- a. 反社会的勢力による被害の防止のため、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係遮断に努めております。
- b. 取締役会は、反社会的勢力に関する情報収集及び反社会的勢力への対応のため、経営管理本部を設置しております。
- c. 経営管理本部は、随時関係行政機関や顧問弁護士に相談を行い、助言、指導を受けるとともに、各業務執行部門の要請に基づく取引先に対する反社会的勢力調査を実施し、反社会的勢力との関係遮断に努めております。

9) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

- a. 取締役会は、金融商品取引法及び関連諸法令に従い、財務報告に係る内部統制を整備しております。
- b. 取締役会は、前号の内部統制が有効に機能することを継続的に評価するため、CFOを統括責任者とする評価体制を整備しております。
- c. CFOは、評価結果を定期的に取締役会に報告し、必要な是正を行っております。
- d. 内部監査室は、財務報告に係る内部統制の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告しております。

10) その他業務の適正を確保するための体制

- a. 取締役会は、必要に応じて取締役会の諮問機関として外部専門家をメンバーに含むアドバイザリーボードを設置し、コンプライアンス上の重要な問題、取締役及び使用人の業務執行の適正に関わる重要な問題ならびに業務執行の適正を確保する方策について付議しております。
- b. 取締役会は、アドバイザリーボードの審議結果を踏まえ、これら付議事項について審議・決定しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムに関する基本的な考え方で、以下のように明示しております。

8) 反社会的勢力排除のための体制

- a. 反社会的勢力による被害の防止のため、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係遮断に努めております。
- b. 取締役会は、反社会的勢力に関する情報収集及び反社会的勢力への対応のため、経営管理本部を設置しております。
- c. 経営管理本部は、随時関係行政機関や顧問弁護士に相談を行い、助言、指導を受けるとともに、各業務執行部門の要請に基づく取引先に対する反社会的勢力調査を実施し、反社会的勢力との関係遮断に努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

買収防衛策は導入しておりません。また、現時点において買収防衛策導入の具体的な計画もございません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【適時開示体制の概要】

1. 情報開示に係る基本姿勢について

当社は、投資者に対して企業情報開示の網羅性、適正性、及び適時性の確保を目的に金融商品取引法や、財務諸表規則、東京証券取引所規則、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則、その他の関連法規や規則に完全に準拠するのみならず、投資者の投資判断のために重要な事項については積極的に開示しなければならないという方針のもと、情報開示を行ってまいります。

2. 情報取扱責任者および担当部署について

当社は、情報開示の網羅性、適正性及び適時性の確保を目的に、情報取扱責任者である取締役CFOの下、情報開示担当部署として情報開示委員会を設置しております。情報開示委員会は定期的で月に1度、又は必要に応じて臨時で開催し、当社の情報開示に係るポリシーの策定、情報開示に係る重要性の判断、開示事項のレビュー、当社の開示統制の確立と監視等情報開示に係る責務を担い、情報開示の一元化を図っております。また、情報開示委員会は、適宜代表取締役社長及び監査役と連携し、適時開示の実効性を高めてまいります。

情報開示委員会は、当該責務を遂行するにあたり事務局を設置し、開示情報の収集、情報開示に係る法令、規則、及び他社開示例等の基礎情報の収集、開示が要求される項目や適正な開示実務についての社内研修等を積極的に行うことで、委員会活動の効率化、迅速化、適正化を図っております。

3. 情報開示委員会の構成について

情報開示委員会は上記責務を果たすため、以下のメンバーで構成されております。

委員長	取締役CFO
委員	情報取扱責任者
委員	経営管理本部長
委員	CRO
委員	IR・統括部 部門長
委員	財務・会計部 部門長
委員	人事・総務部 部門長
事務局	IR・統括部

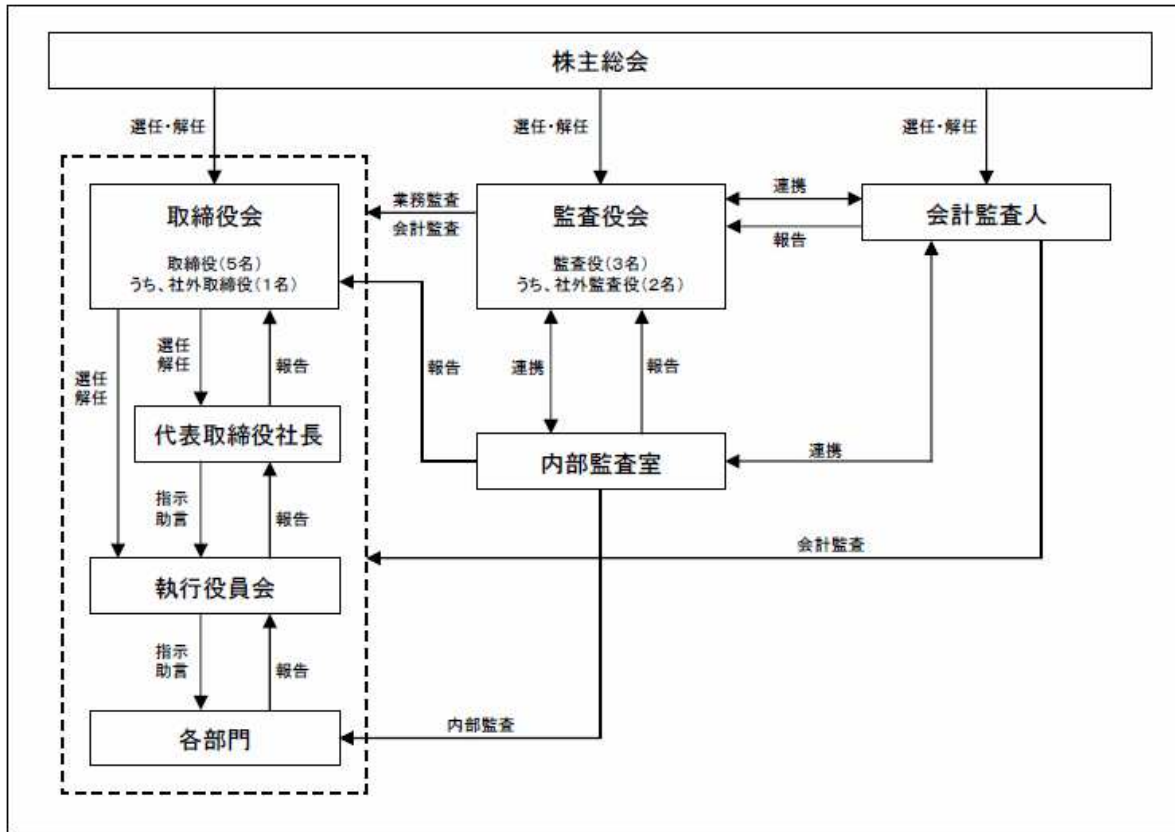
4. 適時開示体制について

情報開示委員会は、適時開示に該当する事項のうち決定事実及び決算情報、その他取締役会(月1回、又は適宜臨時で開催)において決議された重要事実を速やかに開示いたします。発生事実につきましては、「リスク管理委員会規程」に基づき、当該事実が発生した部門の部門長が関係部門と連携の上事実確認を行い、速やかに代表取締役社長に報告いたします。代表取締役社長は当該発生事実にかかるその後の対応方法、対応体制について判断し、情報開示委員会に通知いたします。

5. インサイダー取引防止について

当社では、適時開示の推進及びインサイダー取引を未然に防止するため、「インサイダー取引防止規程」において、役員及び従業員がその業務を通して取得した重要な内部情報の管理等、及び株式等の売買等に関して遵守すべき事項を定めております。役員及び従業員が当社株式等の売買等を行なう場合は、所定の申請書により事前申請を義務付けているほか、決算期末等会社の状況に応じて売買等の禁止期間を設けております。また、役職員の意識を向上させるため、適宜教育会を開催し、関係法令及び社内規程の周知徹底を実施しております。

コーポレートガバナンス体制の概要（模式図）



適時開示体制の概要（模式図）

